

## 函館市介護人材養成活動支援金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、本市における介護人材の確保を促進し、介護保険制度の安定的な運営を図るため、学校法人が運営する介護福祉士養成施設または学校であって本市内に設置されているものが、本来の教育活動とは別に行う介護への理解促進やイメージの向上に関する自主的な活動に対する函館市介護人材養成活動支援金（以下「支援金」という。）の交付に関し、必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号による。

(1) 学校法人 私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人または同法第64条第4項に規定する法人をいう。

(2) 介護福祉士養成施設 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第40条第2項に規定する文部科学大臣および厚生労働大臣の指定した学校または都道府県知事の指定した養成施設をいう。

(3) 学校 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校または同法第124条に規定する専修学校をいう。

### (交付対象者)

第3条 支援金の交付対象者は、本市内に設置されている介護福祉士養成施設または学校を運営する学校法人とする。

### (交付対象経費)

第4条 支援金の交付対象経費は、別表1に掲げる活動に要する経費とする。

### (支援金の額)

第5条 支援金の額は、交付対象経費と別表2に定める交付基準額いずれか少ない額とし、予算の範囲内で交付する。

2 前項で算出された額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

### (交付の申請)

第6条 交付対象者が支援金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式の交付申請書を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
  - (1) 活動計画書（別記第2号様式または第3号様式）
  - (2) 活動に係る収支予算書（別記第4号様式）またはこれに代わる書類
  - (3) その他市長が必要と認める書類
- 3 交付対象者が支援金の申請をしようとするときは、別表1に掲げる「活動の区分」のうち一つを選択するものとする。
- 4 支援金の申請は、1学校法人につき当該年度1回を限度とする。  
(交付の決定)

第7条 市長は、支援金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査および必要に応じて行う現地調査等により、当該申請の内容を調査し、支援金の交付の適否を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の調査により支援金を交付すべきものと認めたときは、別記第5号様式により予算の範囲内で、速やかに支援金の交付の決定をするものとする。

(実績報告)

第8条 交付対象者は、当該活動が完了したときは、別記第6号様式の支援金実績報告書により速やかに市長に報告しなければならない。

- 2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
    - (1) 活動実績書（別記第2号様式または第3号様式）
    - (2) 活動に係る収支決算書（別記第4号様式）またはこれに代わる書類
    - (3) その他市長が必要と認める書類
- (交付金の額の確定)

第9条 市長は、前条の支援金実績報告書等により報告を受けた場合においては、当該報告書等の書類の審査および必要に応じて行う現地調査等により、当該報告に係る活動の成果が支援金の交付の決定の内容およびこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき支援金の額を確定する。

- 2 市長は、前項の規定により支援金の額を確定したときは、その額を別記第7号様式により交付対象者に通知するものとする。

(支援金の交付)

第10条 支援金は、前条の規定による支援金の額の確定後において交付するものとする。ただし、市長は、活動の遂行上必要があると認め

るときは、概算払をすることができる。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年7月14日から施行し、同年4月1日以後に実施された別表第1に掲げる活動について適用する。

別表 1

活動の区分	対象となる活動
基準 A	本市内に設置されている介護福祉士養成施設または学校が、通年で小・中学校や市民団体等からの依頼を受け、介護の理解促進やイメージの向上を図るための出前講座等を実施（年 10 回程度の実施が見込めること）
基準 B	本市内に設置されている介護福祉士養成施設または学校が、広く市民を対象に、1 回あたり 100 名以上の参加者を見込む介護の理解促進やイメージの向上を図るためのセミナーや研修会等の実施（介護従事者を対象とした研修会等は除く）

別表 2

活動の区分	交付基準額	備考
基準 A	150 万円	
基準 B	1 回につき 30 万円	1 年度につき 5 回の実施を限度とする